

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市上野町八六二番七地先から同市大宮字下上野原七九四番六地先まで
供用開始の期日	令和三年二月二十六日
備考	令和三年二月二十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一六二・九〇メートル